

令和８・９年度（定期受付）

測量等業務指名競争入札参加資格審査申請の手引き

第１ はじめに

京丹波町の測量等業務の競争入札に参加するには、毎年１２月１日を資格審査基準日とする測量等業務指名競争入札参加資格審査を受けなければなりません。参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分留意の上、申請してください。

また、本町が実施する測量業務等の一般競争入札に参加しようとする方は測量等業務指名競争入札参加資格審査申請を行ってください。

なお、今回の申請の有効期間は２年ですので、今回申請された方の次回申請は、令和９年１２月に予定している令和１０・１１年度測量等業務指名競争入札参加資格審査申請の定期受付となります。

提出書類については、下記第２の６の「提出書類」のとおり提出してください。

第２ 申請の手続き

１ 資格審査対象業種

- （１）測量
- （２）土木関係建設コンサルタント業務
- （３）地質調査業務
- （４）建築関係建設コンサルタント業務
- （５）補償関係コンサルタント業務
- （６）環境測定業務

２ 参加資格

- （１）資格審査の対象となる業務についての要件は次のとおりです。

ア 測量、土木関係建設コンサルタント、地質調査、建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント業務を希望する場合、次の①～⑤までのいずれかの登録を受けていること。

- ①測量法第５５条第１項の規定による登録
- ②建設コンサルタント登録規程第２条第１項の規定による登録
- ③地質調査業者登録規程第２条第１項の規定による登録
- ④建築士法第２３条第１項の規定による登録
- ⑤補償コンサルタント登録規程第２条第１項の規定による登録

イ 環境測定業務（「濃度」「特定濃度」「音圧レベル」「振動加速度レベル」の４区分）を希望する場合、希望する各区分について、計量法第１０７条の規定による都道府県知事の登録を受けていること。

ウ 建築関係建設コンサルタント業務のうち、建築設備設計業務を希望する場合、建築士法施行規則第１７条の１８に規定する建築設備士（同施工規則第１７条の３５第１項の規定による登録を受けている方に限る。）を専任で置いていること。

[業者登録－希望可能業務対照表]

業者登録の種類 業務の種類	測 量 業 登 録	建 設 コ ン サ ル タ ン ト 登 録	地 質 調 査 業 務 登 録	建 築 士 事 務 所 登 録	専 任 の 建 築 設 備 士	補 償 コ ン サ ル タ ン ト 登 録	計量証明事業登録			
							濃 度	特 定 濃 度	音 圧 レ ベル	振 動 加 速 度 レ ベル
測量（地図の調整・航空測量を含む）	◎									
土木関係建設コンサルタント業務 （登録部門）	○	◎	○	○		○				
土木関係建設コンサルタント業務 （登録部門以外）	○	○	○	○		○				
地質調査業務	○	○	◎	○		○				
建築関係建設コンサルタント業務 （建築一般）				◎						
建築関係建設コンサルタント業務 （建築一般以外）				◎						
建築関係建設コンサルタント業務 （建築設備設計業務）					◎					
補償関係コンサルタント業務 （登録部門）	○	○	○	○		◎				
補償関係コンサルタント業務 （登録部門以外）	○	○	○	○		○				
環境測定業務（濃度）							◎			
環境測定業務（特定濃度）								◎		
環境測定業務（音圧レベル）									◎	
環境測定業務（振動加速度レベル）										◎

◎：業者登録があり、希望できる業務

(個別情報画面の「希望有無」、および「国又は都道府県への登録の有無」の欄に
チェック✓を入力してください。)

○：業者登録はないが、希望できる業務（ただし、資格等保有者を置く場合に限る。）

(個別情報画面の「希望有無」の欄のみにチェック✓を入力してください。)

（２）次の各号に該当する方は、入札に参加することができません。

- ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- イ 資格審査申請時に京丹波町税等（町が管理運営する公共料金及び利用料等を含む。）、京都府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- ウ 資格審査申請時までに町が発注した測量等業務に係る債務を履行していない者
- エ 電子申請受付システム及び添付書類（電磁的記録を含む。以下同じ）に故意に虚偽の事実を記載した者

3 申請書の受付期間及び申請方法

（１）受付期間

令和７年１２月１日（月）から令和７年１２月１２日（金）まで
（システム利用可能時間 期間中の平日８時３０分から２１時００分まで）

（２）申請方法

令和４・５年度定期受付から電子申請受付システムを導入しています。

申請に係るURLについては受付期間開始日に京丹波町ホームページ
（<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/>）にて公開します。

電子申請受付システムにより申請が困難な場合は、従来通りの紙媒体での申請も受け付けます。

（３）申請に当たっての注意事項

- ア 申請情報について、お尋ねすることがありますので、ご担当者の氏名、連絡先を入力してください。
- イ 証明書類の写しを提出される場合は、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。
- ウ 申請書類に不備等がある場合は、後日再提出していただくこともありますので、余裕をもって早めに申請してください。

4 申請書類の入手方法

測量等業務指名競争入札参加資格審査申請書類は、京丹波町ホームページ
（<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/>）からダウンロードにより入手できます。

5 業種一覧表

業種区分	業務内容
①測量	測量一般、地図の調製、航空測量
②土木関係建設 コンサルタント 業務	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、河川砂防及び海岸・海洋、 電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機 械、地質、造園、港湾及び空港、上水道及び工業用水道、下水道、 農業土木、森林土木、水産土木、都市計画及び地方計画、鉄道、建 設環境、電気・電子、廃棄物
③地質調査業務	地質調査業務
④建築関係建設 コンサルタント 業務	建築一般、意匠、構造、 <u>暖冷房</u> 、 <u>衛生</u> 、 <u>電気</u> 、建築積算、 <u>機械設備</u> <u>積算</u> 、 <u>電気設備積算</u> 、調査、工事監理 （_____は建築設備設計業務）
⑤補償関係コン サルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事 業損失、補償関連、総合補償
⑥環境測定業務	濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベル

6 提出書類

(1) 提出書類

提出書類	部数	留意事項
ア 測量等業務指名競争入札 参加資格審査申請書（様 式第1号） ※電子申請受付システムに 入力する場合は不要	1	電子申請受付システムについては受付期間開始日に京丹波町 ホームページ（ http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/ ）にて 公開します。
イ 経営規模等総括表 （様式第2号）	1	エクセルデータにより作成してください。 電子申請受付システムに入力する場合は不要です。
ウ 測量等業務実績調書 （様式第3号） （電子データ）	1	エクセルデータにより作成してください。 登録業種ごとに別葉で記入。（必要事項が記載されていれば、 任意様式でも可）（PDF等の電子データを電子申請受付シス テムに添付）
エ 技術者経歴書 （様式第5号） （電子データ）	1	エクセルデータにより作成してください。 常勤職員のうち、技術者について記入。（必要事項が記載され ていれば、任意様式でも可）（PDF等の電子データを電子申 請受付システムに添付）

オ 営業所一覧表 （様式第 6 号） （電子データ）	1	エクセルデータにより作成してください。 主たる営業所とその他の営業所について記入。（必要事項が記載されていれば、任意様式でも可） （PDF 等の電子データを電子申請受付システムに添付）
カ 京都府税の納税証明書 （電子データ）	1	発行後 3 ヶ月以内のものであること。（写し可） 京都府税について滞納がないことの証明を受けてください。 法人又は代表者（個人の場合）に納税義務のない場合には必要ありませんが、次項クの消費税及び地方消費税の納税証明書を書式その 3 の 3（法人税と消費税及び地方消費税の証明）としてください。（PDF 等の電子データを電子申請受付システムに添付）
キ 消費税及び地方消費税の納税証明書（免税業者の方も提出してください） （電子データ）	1	発行後 3 ヶ月以内のものであること。（写し可） 税務署で証明を受け、次のいずれかの書式を添付してください。（PDF 等の電子データを電子申請受付システムに添付） 書式その 3：（請求税目単位の証明）※免税事業者 書式その 3 の 2：（申告所得税と消費税及び地方消費税の証明）※個人事業主 書式その 3 の 3：（法人税と消費税及び地方消費税の証明）※法人
ク 年間委任状（該当者のみ） （様式第 7 号） （電子データ）	1	京丹波町のホームページよりダウンロードしてください。 契約の締結等の権限を支店長等に委任したい場合は、提出してください。（PDF 等の電子データを電子申請受付システムに添付）
ケ 同意書 （京丹波町公共料金完納及び京丹波町税納税状況確認の調査同意書）（様式第 8 号） （電子データ）	1	京丹波町のホームページよりダウンロードしてください。 京丹波町内に営業所等若しくは代表者の住所がない場合は、不要です。（PDF 等の電子データを電子申請受付システムに添付）
コ 業者カード （様式第 9 号）	1	エクセルデータにより作成してください。 電子申請受付システムに入力する場合は不要です。
サ 登録証明書（現況報告書）等 （電子データ）	1	申請書の記入要領 6 による。（PDF 等の電子データを電子申請受付システムに添付）
シ 商業登記事項証明書 （法人の場合） （電子データ） 身分証明書 （個人の場合） （電子データ）	1	発行後 3 ヶ月以内のものであること。（写し可） 現在事項証明書又は履歴事項全部証明書のいずれでも可 （いずれも PDF 等の電子データを電子申請受付システムに添付） 個人の場合は、身分証明書（役場等で証明を受ける。）を添付してください。（PDF 等の電子データを電子申請受付システムに添付）

ス 財務諸表 （法人の場合） （電子データ） 所得税確定申告書（写し） （個人の場合） （電子データ）	1	法人は、審査基準日直前1年の営業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を添付してください。12月末決算等で受付期間中に当該期の財務諸表の調製が間に合わない場合、その1期前のものを添付してください。 個人は、所得税確定申告書（写し）1式（申請日の前年分） （いずれもPDF等の電子データを電子申請受付システムに添付）
セ 役員等調書及び照会承諾書（様式第4号） （電子データ）	1	エクセルデータにより作成してください。 京丹波町のホームページよりダウンロードしてください。 個人の場合も、法人の場合も提出してください。 （PDF等の電子データを電子申請受付システムに添付）

注：「発行後3ヶ月以内のもの」とは審査基準日の令和7年12月1日の前日から遡って3ヶ月以内のものです。（※発行日が令和7年9月1日以降のもの）

（2）提出書類の添付方法

電子申請受付システム上の『添付ファイル』のページに提出書類を添付してください。

※1ファイルの最大容量は5MB、添付ファイル合計で15MBを超えないようにしてください。

※1つの提出書類で複数葉となる場合は、1つの電子ファイルにまとめて添付してください。

（3）申請書等の記載事項を証明する資料の提出について

申請書等の記載事項について、審査に必要なときは、記載事項を証明できる資料等の提出を求めることがあります。

（4）ユーザー登録について

競争入札参加資格申請受付システムへのログインには、ユーザー登録が必要となります。その際、申請担当者情報として、メールアドレスの入力が必要となります。G m a i l（@gmail.com）での登録は出来ませんのでご了承ください。

7 その他

1. 受付システムの操作方法に関すること

電話：0120-205-321（土日祝日を除く午前9時～正午、午後1時～5時30分）

電子メール：cydeen-uketuke.help.ek@hitachi-systems.com

※電子メールでのお問い合わせは土日祝日を除き24時間受け付けますが、回答まで時間を要する場合があります。

メールのタイトルには“【京丹波町】”の文言を入れてください。

※開設期間 令和7年12月1日（月曜日）～令和7年12月12日（金曜日）

開設期間以外の問い合わせは、京丹波町役場総務部財政課（0771-82-3820）までお願いします。

2. 資格要件、格付、添付書類などの特記事項に関すること

問い合わせについては、電話又は電子メールにて下記へ問い合わせてください。

京丹波町総務部 財政課 契約検査係 0771-82-3820（直通）

E-mail：nyu-satsu@town.kyotamba.lg.jp

※スパムメール対策のため、全角表示にしています。

メールを送付する場合は、半角で入力してください。

第3 提出書類の記入について

提出書類の記入方法は、各書類にも記載されていますが、次の事項にも留意してください。なお、**各種証明書類**は特に指定のない限り、それぞれの発行官公署等において定めた様式で「現況報告書の写し」を除き**申請時において発行日から3箇月以内**のものとし、**PDF等の電子データを電子申請受付システムに添付してください。**

1 測量等業務実績調書（様式第2号）

入札に参加を希望する業種のみについて、次の6業種区分ごとに別葉にして記入してください。原則として、この様式に記入する金額の単位は円単位、金額は消費税込みです。千円単位等や税抜き価格で記入した場合、そのことがわかるよう明記しておいてください。

- ①測量
- ②土木関係建設コンサルタント業務
- ③地質調査業務
- ④建築関係建設コンサルタント業務
- ⑤補償関係コンサルタント業務
- ⑥環境測定業務

2 技術者経歴書（様式第5号）

常勤の職員のうち、技術者について記入してください。

3 営業所一覧表（様式第6号）

主たる営業所（一般的には本社・本店等になります。）とその他の営業所について記入し、添付してください。

4 京丹波町税納税状況及び公共料金完納確認

申請時に公共料金及び京丹波町税の滞納がないか確認しますので、法人又は個人（代表者）の**同意書**を提出してください。

※京丹波町内に営業所若しくは個人（代表者）の住所がない場合は、不要です。

5 電子申請受付システムの入力内容について

- （1）申請日、商号又は名称、代表者の職氏名、本社（店）所在地、郵便番号を入力してください。本社（店）所在地が提出書類の商業登記事項証明書の内容と異なる場合には、登記上の本社（店）所在地の欄に提出書類に記載された住所を入力してください。
- （2）電話番号（支店・営業所の電話番号も同様。）
市外局番、局番、番号をそれぞれー（ハイフン）で区切って入力してください。
- （3）法人・個人の区分
法人又は個人を選択してください。
- （4）申請年月日について
申請する日付は電子申請受付システムで登録を行った日付を入力してください。
- （5）営業所情報
契約の締結等の権限を測量等業務指名競争入札参加資格審査申請者（代表者）から支店長等に委

任したい場合のみ入力してください（併せて年間委任状を提出してください）。その場合個別情報登録画面の委任先営業所の欄に、該当する営業所を設定してください。

※委任先営業所の欄は、基本情報画面の営業所情報の欄に入力された営業所の中から選択できるようになっています。先に基本情報画面で営業所情報の入力を済ませてから選択するようにしてください。

（６）「個別情報」については、次の要領で入力してください。

p.1の「第2-2-(1)-ア、イ及びウ」の業者登録（以下「業者登録」という。）がある業務を希望する場合には国又は都道府県への登録の有無にチェック✓を入力し、業者登録がない業務を希望する場合には、当該業務において、技術士（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはビルコンサルティングマネージャ（業務に該当する部門）（以下「RCCM」という。）の資格保有者（以下「資格等保有者」という。）を配置している場合に限り希望有無にチェック✓を入力することができることにご注意ください。（p.2[業者登録－希望可能業務対照表]参照）

- ①測量業務（３業務）を希望する場合、測量法に基づく登録がある場合、希望する業務の希望有無の欄、及び国又は都道府県への登録の有無の欄両方にチェック✓を入力してください。（登録がない場合、希望できません。）
- ②土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録規程に基づく登録がある業務を希望する場合、その業務の希望有無の欄、及び国又は都道府県への登録の有無の欄両方にチェック✓を、登録がない業務を希望する場合希望有無の欄のみにチェック✓を入力してください。（資格等保有者がいない部門は、希望できません。）
- ③地質調査業務を希望する場合、地質調査業者登録規定に基づく登録がある場合は希望有無の欄、及び国又は都道府県への登録の有無の欄両方にチェック✓を、登録がない場合は希望有無の欄のみにチェック✓入力してください。（資格等保有者がいない場合、希望できません。）
- ④建築関係建設コンサルタント業務を希望する場合、「建築一般」については建築士法による建築士事務所登録がある場合は希望有無の欄、及び国又は都道府県への登録の有無の欄両方にチェック✓を入力してください。「建築一般」はこの登録がない場合は、希望できません。その上で、希望する専門欄にチェック✓を入力してください。また、専門（「建築一般」以外）のうち建築設備設計業務を希望する場合、建築士法施行規則に規定する建築設備士（同規則に基づき登録を受けている方で、かつ専任の方に限る。）を有している場合は希望する業務の希望有無の欄、及び国又は都道府県への登録の有無の欄両方にチェック✓を入力してください。
- ⑤補償関係コンサルタント業務を希望する場合、補償コンサルタント登録規程に基づく登録がある業務を希望する場合、その業務の希望有無の欄、及び国又は都道府県への登録の有無の欄両方にチェック✓を、登録がない業務を希望場合は希望有無の欄のみにチェック✓を入力してください。（資格等保有者がいない部門は、希望できません。）
- ⑥環境測定業務を希望する場合、計量法に基づく登録があり、かつ希望する業務内容の希望有無の欄、及び国又は都道府県への登録の有無の欄両方にチェック✓を選択してください。（登録がない業務は、希望できません。）

（７）「有資格者数」については次の要領で入力してください。

- ①自社の常勤の職員について入力してください（協力会社の資格者を計上しないでください。）。
- ②技術士については、技術士法に基づく第二次試験の合格者で、同法に基づく登録を受けている方のみの人数を入力し、建設コンサルタント登録規程等による実務経験者、大臣認定者等は計上し

ないでください。

- ③希望する業務に関して、関連する資格者数を計上する形式になっています。したがって、希望しない業務に関しては入力不要です。ただし「建築関係その他」、又は「設計関係その他」の欄には希望する業務に関わらず入力してください。
- ④土木関係建設コンサルタント業務の技術士の欄については、建設コンサルタント登録の部門ごとの技術管理者の要件に該当する技術士について、総合技術総務部門の方はそれぞれの業務欄の「技術士（総）」の欄に、それ以外の方は同じく「技術士」の欄に計上してください。
- ⑤地質調査業務の技術士の欄については、地質調査業者登録規程の技術管理者の要件に該当する技術士について、総合技術総務部門の方は「技術士（総）」の欄に、それ以外の方は「技術士」の欄に計上してください。
- ⑥④及び⑤に該当しない技術士については「その他の資格者数」の「技術士（上記以外）」の欄に計上してください。
- ⑦複数の資格を持つ方及び複数の業務に係る資格者についてはそれぞれに計上してください。ただし次の場合は複数に計上しないでください。

- ・土木関係建設コンサルタントの各業務において、技術士（総合技術総務部門）の方は、技術士（総）の欄に計上し、技術士の欄には計上しないでください。
- ・地質調査業務において、技術士（総合技術総務部門）の方は技術士（総）の欄に計上し、技術士の欄には計上しないでください。
- ・「一・二級（建築士、土木施工管理技士）」の一級の資格者は一級にのみ、「士、士補（測量士、不動産鑑定士）」の「士」の資格者は「士」にのみ計上してください。
（ただし、[その他資格者数]のうち、「構造設計一級建築士」及び「設備設計一級建築士」については、建築関係建設コンサルタント業務の「一級建築士」と重複して計上することができます。）

- ⑧「公共用地取得実務経験者」は官公庁に勤務し、公共用地の取得業務に10年以上従事した方のことをいいます。

（８）業者番号について

京丹波町の電子入札システムを利用されている場合は、電子入札システムで利用している業者番号（9桁）を入力してください。京丹波町の電子入札システムを利用していない、または今回初めて参加資格審査を申請される場合は、ユーザー登録の際に付与される受付番号の先頭に8を追加した9桁の番号にしてください。

（例：受付番号00000001の場合→800000001）

（９）地域区分について

以下の表を参考に選択してください。

町内	町内に主たる営業所を有する業者
町内（委任）	町内に入札契約等の権限を委託された支店等の営業拠点を有する業者
南丹管内	南丹市・亀岡市に主たる営業所又は、入札契約等の権限を委託された支店等の営業拠点を有する業者
府内の1部	綾部市・福知山市に主たる営業所又は、入札契約等の権限を委託された支店等の営業拠点を有する業者

府内	上記以外の府内に主たる営業所又は、入札契約等の権限を委託された支店等の営業拠点を有する業者
2府4県	近畿地方に主たる営業所又は、入札契約等の権限を委託された支店等の営業拠点を有する業者
2府4県以外	上記以外に主たる営業所又は、入札契約等の権限を委託された支店等の営業拠点を有する業者

6 登録証明書（現況報告書）等

- (1) 登録から3箇月以内の場合は「登録通知書の写し」をもって代えることができます。
- (2) 申請者が、**建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程による登録業者である場合は、それぞれの登録規程第7条に規定する「現況報告書の写し」を提出してください。**この場合の「現況報告書」は、国土交通省に提出した一式（財務諸表は除く。）で、かつ、確認済印が、申請書提出時の直前1年以内のものに限ります（決算日の関係で、直近の「現況報告書」を提出済みだが確認済印の押印が未了の場合は、提出済みの直近の報告書の写しとその1期前の報告書の写しを併せて提出すること）。新規登録から申請までに決算日がなく「現況報告書」がない場合、「登録通知書の写し」を提出してください。
- (3) 計量証明事業の登録証明書は都道府県によっては発行されないことがあります。その場合、登録簿の謄本に原本と相違ない旨の証明を受けたものを提出してください。
- (4) 建築設備設計業務を希望される方は、1名以上の方の有効な建築設備士登録証の写しを提出してください。

7 「商業登記事項証明書」（法人の場合）

申請者が、**法人の場合**は「商業登記事項証明書」を添付してください。

8 直前1年の営業年度における財務諸表

審査基準日（令和7年12月1日）以前の最後の決算日の直前1営業年度における貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書（個人にあっては確定申告書の写し）を添付してください。11月末決算等で受付期間中に当該期の財務諸表の調製が間に合わない場合、その1期前のものを添付してください。

9 役員等調書及び照会承諾書（様式第4号）

- (1) 個人事業主の場合は、代表者について記入してください。
- (2) 法人の場合は、商業登記事項証明書に登載されている役員（代表者を含む。）の全員について記入してください。**また、入札・契約権限が営業所等に委任されている場合は、その営業所等の代表者についても記入してください。**
- (3) この役員等調書及び照会承諾書で取得した個人情報、京丹波町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）の規定に基づいて取り扱うものとし、京丹波町暴力団等排除措置要綱（平成23年告示第75号）に基づいて実施する暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。また、これらの情報をもとに警察等関係機関から取得した個人情報についても同様です。
- (4) 記入しきれない場合は、複数枚（全て押印のこと。）提出してください。

第4 申請後の注意事項

1 測量業務等指名競争入札参加資格審査結果

資格審査の結果は、令和8年4月上旬頃に京丹波町ホームページに競争入札参加資格者名簿を掲載しますので、名簿に登載されているか確認してください。（名簿に登載できない方については、別途連絡します。）

2 申請書記載事項の変更

記載事項に変更のあった場合は、すみやかに「指名競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。様式は、町ホームページよりダウンロードできます。